

## 別海町建設工事請負における現場代理人常駐義務緩和措置に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、建設業者の受注機会の拡大をはかるために、現場代理人の常駐義務について、その一部を緩和し、兼任を認める措置について必要な事項を定めるものとする。

### (兼任が可能な工事)

第2条 請負者は別海町発注の工事に限り、2件若しくは3件まで現場代理人を兼任することができる。ただし、発注者において、難易度や施工内容により、現場代理人を兼任することが適当でないとする場合はこの限りではない。

2 前項の規定に基づき現場代理人を兼任することができる工事は、同一の建設工事の種類（建設業法上の29種類）とする。

3 前2項の規定により兼任することができる工事の契約金額は、1件当たり3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）とする。

### (技術者を兼任する工事)

第3条 前条のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係にある工事について同一の専任の技術者が管理できるとされた2件もしくは3件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

### (契約変更)

第4条 現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、第2条第3項で定める契約金額を超える場合にあっては、引き続き現場代理人を兼任することができるものとする。

### (施工管理)

第5条 現場代理人を兼任する場合は、施工にあたり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮するとともに、兼任するすべての工事監督員と常に連絡が取れる体制を確保しなければならない。

2 現場代理人は、移動中を除き、対象工事のいずれかに常駐しなければならない。

### (責務)

第6条 現場代理人は、兼任する一の工事の現場に従事している時であっても、兼任する他の工事の現場代理人の契約上の職務を免じるものではない。

### (手続き)

第7条 現場代理人の兼任を希望する者は、発注者に現場代理人兼任届（別記様式）により届け出るものとする。

2 前項により許可を受けた者は、兼任する他の工事について、速やかに現場代理人兼任届により発注者に届け出なければならない。なお、添付書類については発注者の承諾により省略することができる。

### (その他)

第8条 発注者は、兼任配置とした工事の施工中において、安全管理、工程管理等施工管理体制が不十分と判断し、兼任を継続することが適当でないとするときは、緩和措置を取り消すことができる。

2 その他この基準の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。